

神戸女子短期大学同窓会 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、神戸女子短期大学同窓会(以下、「同窓会」という。)における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、同窓会会員に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所その他の記述により特定の個人を識別することができるものをいう。

(所属長等の責務)

第3条 同窓会会長は、この規程及び関係法令等の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、実施するとともに、保有個人情報の管理を行う。また適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処するものとする。

(職員の責務)

第4条 同窓会事務職員は、法令及びこの規程を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、保有個人情報の正確性及び安全性の確保に努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(保有の制限等)

第5条 個人情報の保有は、同窓会活動を遂行するために必要な場合に限るものとし、保有にあつてはその利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、これを保有してはならない。

3 第1項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第6条 新たに個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該情報主体に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- (2) 利用目的を情報主体に明示することにより、当該情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- (3) 出版、報道等により当該個人情報がすでに公にされているとき
- (4) 法令の規定に基づくとき、又は司法手続上必要なとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき、その他同窓会が相当の理由があると認めたとき

(利用及び提供の制限)

第7条 保有個人情報は、利用目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することが

できる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、情報主体又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令の規定に基づくとき
- (2) 情報主体の同意があるとき
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき

3 前項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供するときは、対象とする保有個人情報の範囲をできる限り特定するものとし、個人情報のうちの必要な事項に限定して利用し、又は提供しなければならない

4 同窓会会長は、第2項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供するときは、その事実を記録しなければならない

(提供を受ける者に対する措置要求)

第8条 同窓会会長は、所管する保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報についてその利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする

(正確性の確保)

第9条 同窓会会長は、利用目的の達成に必要な範囲で、所管する保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない

(安全確保の措置)

第10条 同窓会会長は所管する保有個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない

2 前項の規定は、同窓会から個人情報の取扱いの委託を受けた者が、受託した業務を行う場合について準用する

3 不要となった所管する保有個人情報は、確実かつ迅速に廃棄又は消去しなければならない

(委託に伴う取扱い)

第11条 個人情報の取扱いを含む業務を外部委託する場合は、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 前項の委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者、その業務に関連して知り得た個人情報の内容を他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3章 個人情報の開示、訂正等

(開示請求)

第12条 個人情報によって識別される特定の個人(以下「本人」という。)は、この規程の定めるところにより、同窓会が保有する自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。

2 前項の請求(以下「開示請求」という。)にあたっては、本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書を、同窓会会長あてに提出しなければならない。

3 同窓会会長は、開示請求を受けたときは、当該保有個人情報を開示(当該本人の保有個人情報が存在しないときに、その旨を知らせることを含む。以下同じ。)するものとする。ただし開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- (2) 開示請求の対象となる保有個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、同窓会が相当の理由があると認めたとき

4 第三者(業務委託先を除く)から保有個人情報の開示請求を受けたときは、必ず本人の同意を得たうえで、開示しなければならない。

(開示の決定)

第13条 同窓会会長は、所管する保有個人情報の開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該開示請求に係る保有個人情報の開示について決定しなければならない。

- 2 同窓会会長は、所管する保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第14条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記載されているときは印字装置による出力物の閲覧又は写しの交付により行う。ただし、それらの方法による開示が困難である場合には、他の適切な方法により行うことができる。

(訂正等の請求)

第15条 情報主体は、同窓会が保有する自己に関する保有個人情報について、その内容に誤りがあると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する同窓会会長に対し、訂正又は追加(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

- 2 第12条第2項の規定は、保有個人情報の訂正等の請求をする場合について準用する。
- 3 同窓会会長は、第1項の請求を受けたときは、その内容の訂正等に関し利用目的の達成に必要な範囲において遅滞なく当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。
- 4 同窓会会長は、前項により所管する保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、訂正等を請求した者に対し、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(取扱い停止の請求)

第16条 情報主体は、同窓会が保有する自己に関する保有個人情報が、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われていると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する同窓会会長に対し、その取扱いの停止を請求

することができる。

- 2 第12条第2項の規定は、保有個人情報の取扱いの停止の請求をする場合について準用する。
- 3 同窓会会長は、第1項の請求に理由があることが判明したときは、これを是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人情報の取扱いを停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の取扱いの停止に多額の費用を要する場合、その他取扱いを停止することが困難な場合にあつて、情報主体の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 4 同窓会会長は、前項により所管する保有個人情報の全部若しくは一部について取扱いを停止したとき、又は取扱いの停止を行わない旨の決定をしたときは、取扱いの停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(提供停止の請求)

第17条 情報主体は同窓会が保有する自己に関する保有個人情報、不当に第三者に提供されていると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する同窓会会長に対し、第三者への提供の停止を請求することができる。

- 2 第12条第2項の規定は、保有個人情報の第三者への提供の停止を請求する場合について準用する。
- 3 同窓会会長は、第1項の請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合、その他第三者への提供を停止することが困難な場合にあつて、情報主体の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 4 同窓会会長は、前項により所管する保有個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき、又は第三者への提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、第三者への提供の停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(不服の申立て)

第18条 情報主体は、同窓会が保有する自己に関する保有個人情報の取扱いについて不服がある場合は、同窓会会長に対し、不服の申立てをすることができる。

- 2 前項の申立てをするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、当該保有個人情報を所管する同窓会会長あてに提出しなければならない。
- 3 同窓会会長は第一項の申立てがあつたときは、速やかに申立て事項について審査し、その決定事項を不服申立人に文書で通知するものとする。

第4章 雑則

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、同窓会総会の議を経て同窓会会長がこれを行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。